

丸三に於て取扱つてゐた廢物と稱する塊小袋の取扱について、荷主——會社や金萬等——から荷物の取扱を變更し、川越の人夫に其荷を取扱はしむる旨の通告があつた事を知らしめて、逃げるやうに大阪へ出立して仕舞つたのであつた。其間の事情に疑を察する點あるにより丸三の従業員は我野田支部と協力して、調査したる處、意外にも丸三の荷を奪つて従業員を困らせる非に關して、株主も労働者に與つてゐることが判明したので、直ちに鈴木副主任に會合して、非本當を講明し、そして其爲に際する損害五百七十四十九圓の損害賠償を要求したのであつた。けれども責任者が居ない爲に其交渉は廿三日まで延々になつてゐた。然るに廿三日の午後に至るや、大阪から歸町した折田は、右の要求を拒絶すると共に、今度は「十七工の会社も廢物同様に會社原料部で直接に取扱ふことになつたから承知されたい」と通告したのであつた。形勢の不穏なるを見た我野田支部は、廿六日理事會の決定に基づいて丸三に嚴重に交渉したのであります。其結果

- 一、此後荷主より荷扱方變更申出ありたる時は従業員と相談すること、其場合は野田支部より立會ふこと
- 二、現在の十七工折田に關しては新式排機して唯五名位を替替多社の期間置くようにする

と云ふ口約を得て解決したのであつた。然るに其後人夫はロ一日と増員するばかりで、組合との約束は少しも行はれなかつた。そして非職名の人夫は忽ちにして四十名を認めてしまつた。然るに丸三は、之に對して何等組織的な方策を立てずして、組合との約束に對しても本然として降参して居ないのであつた。

問題の再燃——我野田支部は丸三の無誠意なるに對した憤慨するよりも歸然とした。そこで、前の契約の關係上小泉忠三氏を遣はして嚴重に抗議したのであるが、彼折田は言を左右にして要領を得ず、叩頭首唯唯謝罪するのみであつた。九月四日其報告を得た理事會は、丸三の不誠意なる其態度に對して糾弾し其反省を求め、以て問題を徹底的に解決することに方針を決定した。かくて問題は以前よりも更に複雑化し、再燃したわけでありませう。

丸三運送店の閉業——一方川越は、非時までは、單に人夫を紹介してゐたのでありますが、吾々が前述の如く丸三と折衝してゐる中に、益々丸三の荷を積置して、つひに丸三運送店を閉立するに至つたのであります。そして、先に我々が報したる如く、看取も掲げざる以前から丸三の荷が野田驛に山をなす有様で、今や丸三は、丸三代つて存在せんとしてゐるのであります。

### 三、丸三運送店は必要なものに非ず

必要は、總てを解決する。則の言葉で言ふならば、新た

昭和二年九月

以差別年々の間死傷者も甚多しと云ふ事、丸三が荷主の荷は、小袋一箱も奪ひ得なかつたに比べて、丸三が看取も掲げざる前から、會社の荷が、丸三宛に送られると云ふ風に益々會社の荷を奪ひ去る事を見る時は、丸三と、丸三と會社の三者間に、何等の關係ないと、何人が斷言し得ようか。果して、我野田支部の調査に依れば、丸三は川越に對して、川越が築橋工事を請負ひ際に、其保餘金一萬圓を擧げたこと相々確証になつたのであります。吾々は川越が丸三を開業するに當つて、丸三が何の程度の關係を有つたか直ちに明言し得ないのであるが、非時中に相川の岩屋に於て兩者の會合するあり、そして深更まで驚議をたらした事まで御知してゐます。折田と川越との關係は斯くの如くであります。會社と丸三の關係は、度々繰り返した通り既に明かと思ひます。そこで残る問題は、丸三と會社が如何に結ばれてゐるかにあります。が要は荷の扱ひに於ける夫が現在の如く、自分の出立してゐる丸三に扱はせずして丸三に渡してゐる以上、夫は論ずるまでもな勇々白々たるものがあると思ひます。即ち、會社と丸三の間には、完全に一派の相通するものがあることは、最早吾等する事の來ない、事實であります。かくて、丸三と丸三と會社は完全に相聯絡してゐることが判つた。さればこそ丸三は我野田支部と従業員の死傷問題の交渉してゐる時にトヨタに働きをせよと云ふ呑氣な事をしてゐられるわけでありませう。我々との交渉は、要するに八百長だつたのであります。こゝにまた問題が提出された。即ち三者が相聯絡してする八百長は、其目的が察せられるかと云ふことと之であります。

### 五、三者の提携は組合破壊策

大正十四年の七月、丸三は従業員全部を解雇して、丸三委員會を潰滅せしめんとした爲に彼の大事件を惹起したのであつたけれども夫は全然失敗して却つて組合を認めねばならぬ反對の結果が生れたのであつた。だから、普通人であるならば、大に反省する所があつて然るべきなものでありますが、血の廻りのいゝ丸三は、今度は其逆の手段によつて組合の破壊を圖したのであります。非真箇化したるものが、即ち三者の鼎立による荷の扱方變更でありまして、若し此策が行はれたならば、幾月の後には丸三の百餘名の従業員つひに失業の悲運に陥らねばならぬので、然る時は必然に丸三委員會は風化するわけでありませうが、之は繰り返して言ふまでもなく、重大問題であります成程労働組合を潰して折田や會社だけは好い氣持になるかも知れぬ、乍らに百餘名の人々と其家族が明日から途方に暮ればならぬ事を思へば、如斯は、人道に許されざる非道でありませう。既に現在に於ても鈴木善三郎君の如く夜逃げする者すら出づるに至つたことを見ても、如何に生活に窮してゐる

い」云々と言つてに捏造されたのであります。此種言等は非時非人な言を以て、更に會社に對し正當性を述べたのであります。されど無情なる會社は何等攻撃する所なく、再び捏造したのであります。如何に會社が今回の問題について冷嘲であるかは、十二日に我々に對して爲した左記の聲明を見て明かたと思ひます。

一、日本盛んに會社と丸三は勢力圍を限入れて組合と戦はしめると云ふ時があるが會社はそんなことをしない。

二、會社は、丸三を潰して従業員を困らせやうとして殊更に丸三に荷を取扱はせぬやうなことをしない。

此聲明は、明かに會社が今回の問題について何等の活動に立たせざる努力であつて、實に卑怯な態度であります。會社が欺瞞言を以て、あまねく天下に聲明するとも、事實は夫よりも、更に詳細に證明してゐます。丸三潰せよと云つても、會社の荷だけを立つてゐる丸三が、非時を他に奪はれた時、何うして責任することが出来ませうか。吾々にとつては、會社の非態度は、恰も口に念劬を唱へ乍ら吾等に御強つて我々の咽喉に突きつけられてゐる感であります。

### 七、罷工の宣言と保留案の復活

かくて問題は、平和な手段によつて解決することの望を失つたのであります。そこで我野田支部は、十五日午後四時急遽臨時總會を開催して、最後の態度を決し、十六日から同罷工を執行するに至つたのであります。同時に先般の保留案は、更に

- 一、團體協約の報告
- を加へて、保留案を復活し、もたらめて會社に要求しました。

### 八、我等の態度

今回我々が急にストライキを敢行したことについては、世片傍多の議論を止にするのでありますが、幾度か繰り返して述べました通りいひもなせる自覺態度であつたのであります。吾等は、會社の體裁が現在の如く頭蓋を限り非暴行するまで、何んまで切望し自覺的に過激するものであります。

此後、この状態が継続する限り其間に於て如何なる變化があり、そして夫が如何に進展するか、到底判明し得ないのであります。如何なる事態が發せざれども夫は吾々までもなく、會社と丸三の責任を信じます。

日本労働總同盟  
關東釀造労働組合

野田支部